

報告第 2 5 号

平成 1 5 年 9 月 2 5 日承認

都市計画部会建築指導分科会の事務事業調整方針について

都市計画部会建築指導分科会の事務事業調整方針について別冊のとおり本協議会に報告し、その承認を求める。

平成 1 5 年 9 月 2 5 日提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

報告第25号

協 議 会 報 告 項 目

都 市 計 画 部 会

建築指導分科会 10-6

津 地 区 合 併 協 議 会

項 目 一 覧 表

通 番	項 目 名	幹 事 会 提 案 日			幹事会確認日	備 考
		1回	2回	3回		
10 - 6 - 1	建築基準法に基づく許可及び認定	6/5			6/19	
10 - 6 - 2	違反建築物に係る監視及び措置	6/5			6/19	
10 - 6 - 3	建築基準法に基づく公開による意見の聴取	6/5			6/19	
10 - 6 - 4	建築基準法に基づく道路等の指定	6/5			6/19	
10 - 6 - 5	改正都市計画法及び建築基準法による白地規制にかかる規制	6/5			6/19	
10 - 6 - 6	建築審査会	6/5			6/19	
10 - 6 - 7	総合的な相談	6/5			6/19	
10 - 6 - 8	モーテル類似旅館等指導要綱等	8/29			9/13	
10 - 6 - 9	中高層建築物等の建築に係る紛争を未然に防ぐ指導等	6/5			6/19	
10 - 6 - 10	優良住宅及び良質住宅の新築に係る認定	6/5			6/19	
10 - 6 - 11	建築確認申請等の手数料(納付方法、金額)	6/5			6/19	
10 - 6 - 12	建築確認申請等の受付	6/5			6/19	
10 - 6 - 13	建築基準法に基づく確認	6/5			6/19	
10 - 6 - 14	建築基準法に基づく検査	6/5			6/19	
10 - 6 - 15	建築基準法に基づく統計・報告	6/5			6/19	
10 - 6 - 16	建築計画概要書等の閲覧	6/5			6/19	
10 - 6 - 17	住宅金融公庫からの受託事務(設計審査)	6/5			6/19	
10 - 6 - 18	住宅金融公庫からの受託事務(現場審査)	6/5			6/19	

10 - 6 - 19	三重県風致地区内における建築等の規制に関する条例に基づく許可	6/5			6/19	
10 - 6 - 20	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建築物に係るものに限る)に基づく届出	6/5			6/19	
10 - 6 - 21	建築基準法に基づく指定建築物・建築設備の定期報告	6/5			6/19	
10 - 6 - 22	建築物防災週間	6/5			6/19	
10 - 6 - 23	表示対象物査察	6/5			6/19	
10 - 6 - 24	三重県バリアフリーのまちづくり推進条例に基づく特定施設新築等協議	6/5			6/19	
10 - 6 - 25	ハートビル法に基づく認定申請に係る業務	6/5			6/19	
10 - 6 - 26	耐震認定申請に係る業務	6/5			6/19	
10 - 6 - 27	保安上危険な建築物の調査	6/5			6/19	
10 - 6 - 28	建築物応急危険度判定士に係る業務	6/5			6/19	
10 - 6 - 29	建築基準法に基づく仮使用承認	6/5			6/19	
10 - 6 - 30	建築基準法に基づく安全上の措置等に関する計画届受付	6/5			6/19	

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	都市計画部会
関係項目		分科会	建築指導分科会

区 分	構 成 市 町 村 の 現 況					
	津 市	久 居 市	河 芸 町	芸 濃 町	美 里 村	安 濃 町
1 建築基準法に基づく許可及び認定	<p>○行政区域内に建築物等を建築しようとする者であって、各種例外許可あるいは例外認定を受けようとする者が特定行政庁に対し、許可あるいは認定申請を行ない許可あるいは認定を受けることにより、建築基準法の各種但し書きの適用を受けられることとなる制度</p> <p>○許可認定件数は少数であるものの、窓口等において数倍の相談件数がある。</p> <p>○「三重県の事務処理の特例に関する条例」により三重県知事から権限委譲を受け処理している業務が含まれている。</p>	<p>特定行政庁三重県(津建設部)が行っており、申請書及び届を受理し三重県へ送付している。</p>	同左	同左	同左	同左
2 違反建築物に係る監視及び措置	<p>○建築基準法に違反する恐れのある建築物の予防及び違反建築物の是正に係る指導</p> <p>○個人財産に対する命令指導であり厳しい対応が迫られる。</p>	<p>特定行政庁三重県(津建設部)が行っている。</p>	同左	同左	同左	同左
3 建築基準法に基づく公開による意見の聴取	<p>○建築基準法による違反建築物等に対する命令に係る聴取(建築基準法第9条)</p> <p>○壁面線の指定にかかる聴取(建築基準法第46条)</p> <p>○建築基準法用途規制に係る例外許可を行う際に行う聴取(建築基準法第48条)</p>	<p>特定行政庁三重県(津建設部)が行っている。</p>	同左	同左	同左	同左

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	1. 津市の例により調整する。(合併と同時) 2. 津市の例により調整する。(合併と同時) 3. 津市の例により調整する。(合併と同時)
-------	--

構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
同左	同左	同左	同左	
同左	同左	同左	同左	
同左	同左	同左	同左	

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	都市計画部会
関係項目		分科会	建築指導分科会

区 分	構 成 市 町 村 の 現 況					
	津 市	久 居 市	河 芸 町	芸 濃 町	美 里 村	安 濃 町
4 建築基準法に基づく道路等の指定	<p>○適用除外となる文化財等の建築物の指定(建築基準法第3条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現津市行政区域においては指定無し <p>○定期報告対象物件の指定(建築基準法第12条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津市建築基準施行細則により指定済み <p>○防火地域準防火地域外のうち屋根等の構造を規制する地域の指定(建築基準法第22条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三重県告示により指定済み <p>○災害危険区域の指定(建築基準法第39条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現津市行政区域においては指定無し <p>○建築基準法第42条第2項のいわゆる「二項道路」の指定は、既に包括指定しているが、現地調査によりその都度指定基準に合致しているか否かを現地調査に基づき判断する事務(建築基準法第42条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・路線毎に調査資料作成 ・住宅地図に結果表示 ・現地調査の際、官民境界立会い無し 	-	-	-	-	-
5 改正都市計画法及び建築基準法による白地規制にかかる規制	<p>○建ぺい率、容積率、道路斜線制限及び日影規制について、従来、その選択枝は限られていたが、都市計画法及び建築基準法の一部改正により、現況及び将来の都市像を設定し、増数された選択枝のうちから指定する事務</p> <p>○現状では、指定期限の平成16年5月17日までは、従来の制限値を暫定的に指定し、市町村合併による新行政区域の将来像等を見据えた指定を合併後に行う考えであるので、将来行政区域に含まれることとなる市町村を含めた都市計画の方針が早期に決定されることを待ちたい。</p>	-	-	-	-	-

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	4. 津市の例により調整する。(合併と同時) 5. 新市に移行後、当分の間は現行どおりとし、随時調整する(合併後5年程度)
-------	--

構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
				津市の指定方針と現在三重県と各市町村との間で進められている指定方針との調整

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目						専門部会	都市計画部会
関係項目						分科会	建築指導分科会
区分	構成市町村の現況						
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	
6 建築審査会	建築基準法により、建築主事を置く市町村には、建築審査会を設置することが義務付けられており、現津市においてもその会が設置されている。そして、当該がその事務局とされている。	-	-	-	-	-	
7 総合的な相談	近時、建築物に起因すると考えられる紛争が多く、建築確認及び検査業務に関わる行政にその苦情が持ち込まれている現状を鑑み、基本的には、民事間の争いであるため、行政の立ち入れる範囲は、かなり限定されるものの、建築計画及び工事にかかる広範囲にわたる全般的な相談が持ち込まれるため、その対応処理を行っている。	建築物に関する問い合わせ及び建築に関する相談を受け津建設部と協議し返答等の処理を行っている。	建築物に関する問い合わせ及び建築に関する相談を受け津建設部と協議し返答等の処理を行っている。	基本的な相談は受けるが、専門的な相談は津建設部へ。接道方法、セットバック方法などの相談を受ける	建築計画及び工事にかかる相談を受け、その対応処理を行っている。	基本的な相談等 建築確認及び検査業務に関わる苦情等については、県にて指導を行ってらっている。	
8 モーター類似旅館等指導要綱等	○モーターあるいは類似モーターの建築計画について、その建築を抑制することを目的に制定された要綱に基づき処理する制度 ○近時その申請件数は少数であるが、制度にかかる相談件数は年間数件ある。	○ラブホテルの建築等に対し、必要な規制を定め業者の自製を促し、もって良好な教育環境及び生活環境を醸成することにより、青少年の健全な育成を図ることを目的とする。 ○近時その申請件数はない。	○モーターあるいは類似モーターの建築計画について、その建築を抑制することを目的に制定された条例に基づき処理する制度。現状は共同住宅の建築に関する指導。	○ラブホテル等の建築について、その建築を規制することを目的として条例に基づき処理する制度	-	○ラブホテル等の建築計画について、その建築を抑制することを目的に制定された条例に基づき処理する制度 ○今までに、申請なし。	
9 中高層建築物等の建築に係る紛争を未然に防ぐ指導等	近時、建築物に起因すると考えられる紛争が多く、建築確認及び検査業務に関わる行政にその苦情が持ち込まれている現状を鑑み、基本的には、民事間の争いであるため、行政の立ち入れる範囲は、かなり限定されるものの、建築計画がなされた時点において、その計画内容を事前に近隣住民に説明することを行政指導的に行っており、特に、3階建て以上あるいは、10mを超える高さのある建築物の場合には、その事前説明概要を市に報告するよう指導している。	-	-	-	-	-	

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	6. 津市の例により調整する。(合併と同時) 7. 津市の例により調整する。(合併と同時) 8. 久居市・河芸町等の例により調整する。(合併と同時) 9. 津市の例により調整する。(合併と同時)			
構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
建築計画及び工事にかかる広範囲にわたる全般的な相談が持ち込まれるため、その対応処理を行っている。	建築物に関する問い合わせ及び建築に関する相談を受け津建設部と協議し返答等の処理を行っている。	建築物に関する問い合わせ及び建築に関する相談を受け津建設部と協議し返答等の処理を行っている。	建築物に関する問い合わせ及び建築に関する相談を受け津建設部と協議し返答等の処理を行っている。	
	○旅館業を目的とした建築の規制を行うことにより、快適で良好な生活環境の実現に資するとともに、よりよい教育環境のもと青少年の健全な育成を図ることを目的とする。 ○近時その申請件数はなく、制度にかかる相談件数も少ない。			モーター類似旅館等の規制に関する条例を制定する方向で調整する。 また、重要事項を審査する審査会(識見を有する者等で構成)の設置についても同様とする。

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	都市計画部会
関係項目		分科会	建築指導分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
10 優良住宅及び良質住宅の新築に係る認定	<p>○租税特別措置法による優良住宅認定を受けることにより土地譲渡課税に係る優遇を受けられることとし、優良あるいは良質な住宅の供給に資する土地取引の活性を図る制度。</p> <p>○事務処理については、既に定められている規則に従い行っているが、現在、一部制度の廃止がなされていることもあり、その実績は数年に1回程度の申請である。</p> <p>○「三重県の特例に関する条例」により三重県知事から権限委譲を受け処理している業務が含まれている。</p>	<p>○同左</p> <p>○同左</p> <p>○同左</p>	<p>○同左</p> <p>○同左</p> <p>○同左</p>	<p>○同左</p> <p>○同左</p> <p>○同左</p>	<p>○同左</p> <p>○同左</p> <p>○同左</p>	<p>○同左</p> <p>○同左</p> <p>○同左</p>
11 建築確認申請等の手数料(納付方法、金額)	<p>○津市手数料条例により建築基準法等による特定個人からの申請に対しその手数料額を定めている。</p> <p>○その納入方法は、窓口での現金支払いにより納入しているが、証紙による納付等による受領方法及び受付窓口の検討が必要と考える。</p>	<p>建基法にかかる手数料は県証紙による。</p> <p>優良住宅新築認定申請手数料は条例で定めている。</p>	同左	同左	同左	同左
12 建築確認申請等の受付	<申請書等> 建築確認申請書及び完了検査申請書	<申請書等> 建築確認申請書	<申請書等> 同左	<申請書等> 建築確認申請書、工事届その他の申請書	<申請書等> 久居市に同じ	<申請書等> 同左
	<受付> 市役所本庁建築指導課	<受付> 市役所本庁まちづくり推進課	<受付> 役場産業建設課	<受付> 役場建設課	<受付> 同左	<受付> 同左
	<受付時間> 通常業務時間内	<受付時間> 同左	<受付時間> 同左	<受付時間> 同左	<受付時間> 同左	<受付時間> 同左

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	10.津市の例により調整する。(合併と同時) 11.津市の例により調整する。(合併と同時) 12.津市の例により調整する。(合併と同時)			
構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
○同左	○同左	○同左	○同左	
○同左	○同左	○同左	○同左	
○同左	○同左	○同左	○同左	
同左	同左	同左	同左	受付体制については、支所機能の位置づけ等を考慮して調整する。
<申請書等> 同左	<申請書等> 同左	<申請書等> 同左	<申請書等> 建築確認申請書、工事届その他の申請書	
<受付> 役場企画調整課	<受付> 芸濃町に同じ	<受付> 同左	<受付> 同左	
<受付時間> 同左	<受付時間> 同左	<受付時間> 同左	<受付時間> 同左	

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	都市計画部会			
関係項目		分科会	建築指導分科会			
区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
13 建築基準法に基づく確認	津市独自の基準法等の運用規定を設け審査している。 建築確認支援システム(財団法人建築行政情報化センター)を使用している。 また、津市独自の受付台帳も作成している。 申請場所を住宅地図にプロットしている。 確認申請受付件数は、 平成12年度約1,300件 平成13年度約 900件 平成14年度約 800件	特定行政庁である三重県(津建設部)が行っている。	同左	同左	同左	同左
14 建築基準法に基づく検査	現場審査は、通常午後から職員2名で、工事監理者等の立ち会いのもと行っている。 中間検査については、対象建築物の指定は現在行っていないため、検査は行っていない。 完了検査件数は、 平成12年度約900件 平成13年度約700件 平成14年度約600件	特定行政庁である三重県(津建設部)が行っている。	同左	同左	同左	同左
15 建築基準法に基づく統計・報告	建築基準法第15条第1項に基づく知事への届出は、毎月、書面で行っている。	-	-	-	-	-

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	13.津市の例により調整する。(合併と同時) 14.津市の例により調整する。(合併と同時) 15.津市の例により調整する。(合併と同時)
-------	--

構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
同左	同左	同左	同左	
同左	同左	同左	同左	
-	-	-	-	

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	都市計画部会
関係項目		分科会	建築指導分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
16 建築計画概要書等の閲覧	津市建築計画概要書等閲覧規程に基づき行っている。 ・閲覧件数は、約70件/月です。 ・閲覧場所 津市都市計画部建築指導課内 ・休業日 日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日 ・閲覧時間 午前9時から午後4時まで	津建設部で閲覧	同左	同左	同左	同左
17 住宅金融公庫からの受託事務(設計審査)	当課の窓口で、設計審査申請書を受理し、設計審査を行い適合であれば設計審査に関する通知書を発行する。 設計審査件数は、 平成13年度約200件 平成14年度約150件	特定行政庁である三重県(津建設部)が行っており、申請書を受理し三重県へ送付している。	同左	同左	同左	同左
18 住宅金融公庫からの受託事務(現場審査)	当課の窓口で、現場審査申請書を受理し、通常午後から目視により確認可能な範囲で現場審査を行い、適合であれば現場審査に関する通知書を発行する。 現場審査件数は、 平成13年度約500件 平成14年度約400件	特定行政庁である三重県(津建設部)が行っている。	同左	同左	同左	同左

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	16.津市の例により調整する。(合併と同時) 17.津市の例により調整する。(合併と同時) 18.津市の例により調整する。(合併と同時)
-------	--

構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
同左	同左	同左	同左	
同左	同左	同左	同左	
同左	同左	同左	同左	

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	都市計画部会
関係項目		分科会	建築指導分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
19 三重県風致地区内における建築等の規制に関する条例に基づく許可	風致地区内において、建築物その他工作物の新築、改築又は増築等、宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更、水面の埋立て又は干拓、木竹の伐採、土石の類の採取を行う場合は、風致地区内行為（行為変更）許可申請書を市長宛に申請し、許可基準に基づき適合であれば許可をする。	-	-	-	-	-
20 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建築物に係るものに限る）に基づく届出	分別解体等の実施に関する事務を行っている。建築物の解体・新築・増築・修繕・模様替（リフォーム等）工事については、建築指導課で受付を行っている。	-	-	-	-	-
21 建築基準法に基づく指定建築物・建築設備の定期報告	建築物の適法な維持管理を担保するため、特定行政庁が指定する建築物について、所有者（管理者が異なる場合は管理者）に対して定期的にその状況を報告させる制度。	-	-	-	-	-
22 建築物防災週間	年2回、建築物防災週間の普及啓発、特殊建築物の防災査察等について実施する。	-	-	-	-	-

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	19.現行のまま新市に引き継ぐ。 20.津市の例により調整する。(合併と同時) 21.津市の例により調整する。(合併と同時) 22.津市の例により調整する。(合併と同時)
-------	--

構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
-	-	-	-	
-	-	-	-	
-	-	-	-	
-	-	-	-	

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	都市計画部会
関係項目		分科会	建築指導分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
23 表示対象物査察	年2回行われる消防の表示対象物立入検査に同行し、建築構造・防火区画・階段等について検査の後、改善を指示する。	-	-	-	-	-
24 三重県バリアフリーのまちづくり推進条例に基づく特定施設新築等協議	条例に基づき、特定施設の新築等をしようとするものに対して事前協議を促し、工事の完了時には完了検査を行う。また、官公庁等については、通知を受ける。 平成12年度 事前協議 36 通知 12 平成13年度 事前協議 31 通知 9 平成14年度 事前協議 32 通知 8	特定施設新築等協議申請書及び特定施設工事完了届の受理し、三重県(津建設部)へ送付	同左	同左	同左	同左
25 ハートビル法に基づく認定申請に係る業務	特別特定建築物で2,000㎡以上の建築等については、基準適合の審査及び違反建築等の是正命令 特定建築物の認定	-	-	-	-	-
26 耐震認定申請に係る業務	建築物の耐震改修をしようとする者は、耐震認定を受けることができる制度。認定を受けた計画は建築基準法の一部を適用除外され、耐震改修がよりスムーズに行われる。	-	-	-	-	-
27 保安上危険な建築物の調査	保安上危険な建築物に対して、是正を指導命令できる制度。	-	-	-	-	-

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	23.津市の例により調整する。(合併と同時) 24.津市の例により調整する。(合併と同時) 25.津市の例により調整する。(合併と同時) 26.津市の例により調整する。(合併と同時) 27.津市の例により調整する。(合併と同時)
-------	--

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
-	-	-	-	消防本部と調整
同左	同左	同左	同左	
-	-	-	-	
-	-	-	-	
-	-	-	-	

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	都市計画部会
関係項目		分科会	建築指導分科会

区 分	構 成 市 町 村 の 現 況					
	津 市	久 居 市	河 芸 町	芸 濃 町	美 里 村	安 濃 町
28 建築物応急危険度判定士に係る業務	被災建築物応急危険度判定協議会研修会への出席や、訓練等への参加。	同左	同左	同左	同左	同左
29 建築基準法に基づく仮使用承認	建築物を新築等する場合、検査済証の交付前に建築物又は建築物の一部を使用できる制度。	-	-	-	-	-
30 建築基準法に基づく安全上の措置等に関する計画届受付	避難施設等に関する工事の施工中において建築物を使用し、又は使用させる場合に、届出なければならない制度。	-	-	-	-	-

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	28.現行のまま新市に引き継ぐ。 29.津市の例により調整する。(合併と同時) 30.津市の例により調整する。(合併と同時)
-------	--

構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
同左	同左	同左	同左	
-	-	-	-	
-	-	-	-	